

橋処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会設置要領

(目的)

第1条 この要綱は、橋処理センター整備事業における、ごみ焼却（処理）方式について、環境への配慮、性能、経済性、信頼性、安全性などを多角的、総合的な視点から検討することを目的に、橋処理センター整備事業に係る基本計画検討委員会設置要綱第5条に基づき「橋処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会」（以下「部会」という）を設置し、運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は次の事項について協議、検討し、橋処理センター整備事業に係る基本計画検討委員会へ報告するものとする。

- (1) ごみ焼却（処理）方式の選定に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会の部会員は、次に掲げるものをもって組織する。

部会長 環境局施設部長
副部会長 環境局施設部施設建設課長
委員 環境局総務部環境調整課長
環境局施設部処理計画課長
環境局施設部施設整備課長

- 2 部会長は、施設部長をもって充てる。
- 3 副部会長は、施設建設課長をもって充てる。
- 4 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて部会長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 部会は必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、環境局施設部施設建設課において処理する。

(期間)

第7条 部会の設置期間は、橋処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定完了までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。